

# 玉城町介護老人保健施設ケアハイツ玉城

## 通所リハビリテーション重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 玉城町介護老人保健施設ケアハイツ玉城
- ・開設年月日 平成2年5月1日
- ・所在地 三重県度会郡玉城町佐田881番地
- ・電話番号 0596-58-3770
- ・ファックス番号 0596-58-3790
- ・管理者名 浦田 久志
- ・介護保険指定番号 (介護老人保健施設) 2452880012号

#### (2) 介護老人保健施設通所リハビリテーションの目的と運営方針

通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### (3) 運営方針

「通所リハビリテーションは、目的を達成するために、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。又、自らその提供する通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善に努める。」

#### (4) 施設の職員体制

| 職種         | 員数 | 業務内容  |
|------------|----|---|
| 医師（兼務3）    | 3  | 利用者の病状及び心身の状況に応じ、日常的な医学的対応                          |
| 理学療法士（兼務3） | 3  | 利用者の個々の状態に応じたプログラムを作成し、機能訓練、指導                      |
| 看護職員（兼務1）  | 1  | 看護業務の法的・倫理的責任の上で、通所リハビリテーション計画に従った看護                |
| 介護職員（兼務1）  | 6  | 介護業務の倫理的責任の上で、介護知識や生活体験を活かし、通所リハビリテーション計画に従った介護     |
| 支援相談員（兼務1） | 1  | 基本理念を理解して利用者や家族のニーズをしっかりと受け止め、目的に叶った対応ができるよう、支援相談業務 |
| 管理栄養士      | 1  | 栄養状態の維持改善を図り、状態に応じた栄養管理・指導                          |
| 事務局長       | 1  | 管理者の補佐、事業運営の調整、所属職員の指揮監督                            |
| 事務職員（兼務1）  | 3  | 保険請求及び庶務等一般事務                                       |

### 2. サービス内容

- (1) 送迎
- (2) 居宅サービス計画に沿った通所リハビリテーション計画の立案
- (3) 医学的管理・看護（健康チェック）

(4) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）

(5) 日常生活動作訓練（食事動作・入浴動作等含む）

(6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(7) その他、医師の指示によるリハビリテーション訓練

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

### 3. 利用料金

介護保険で通所リハビリテーションサービスを利用する場合の自己負担額は、介護保険負担割合証の負担割合に応じて支払頂きます。

#### (1) 基本料金

①通所リハビリテーションサービス費（介護保険料 表示は1割負担の場合です）

施設利用料 介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

##### 1、所要時間1時間以上2時間未満の場合

- ・要介護1 369円
- ・要介護2 398円
- ・要介護3 429円
- ・要介護4 458円
- ・要介護5 491円

##### 2、所要時間2時間以上3時間未満の場合

- ・要介護1 383円
- ・要介護2 439円
- ・要介護3 498円
- ・要介護4 555円
- ・要介護5 612円

##### 3、所要時間3時間以上4時間未満の場合

- ・要介護1 486円
- ・要介護2 565円
- ・要介護3 643円
- ・要介護4 743円
- ・要介護5 842円

##### 4、所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ・要介護1 553円
- ・要介護2 642円
- ・要介護3 730円
- ・要介護4 844円
- ・要介護5 957円

##### 5、所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ・要介護1 622円
- ・要介護2 738円
- ・要介護3 852円
- ・要介護4 987円
- ・要介護5 1,120円

##### 6、所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ・要介護1 715円
- ・要介護2 850円
- ・要介護3 981円
- ・要介護4 1,137円
- ・要介護5 1,290円

7、所要時間7時間以上8時間未満の場合

- ・要介護1 762円
- ・要介護2 903円
- ・要介護3 1,046円
- ・要介護4 1,215円
- ・要介護5 1,379円

(2) その他の料金

- \* リハビリテーションマネジメント加算(ロ)  
同意日の属する月から起算して6月以内 593単位/月  
同意日の属する月から6月超 273単位/月
- \* 短期集中個別リハビリテーション実施加算 110単位/日
- \* 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)  
(退院・退所日又は認定日から起算して3月以内) 240単位/日
- \* 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)  
(退院・退所日又は通所開始日から起算して3月以内) 1,920単位/月
- \* 生活行為向上リハビリテーション実施加算  
(開始月から起算して3月～6月以内に行われた場合) 1,250単位/月
- \* 生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後に  
通所リハビリテーションを継続した場合の減算 ▲15/100単位/日
- \* 重度療養管理加算 100単位/日
- \* 栄養改善加算(3月以内の期間に限り1月に2回を限度) 200単位/回
- \* 栄養アセスメント 50単位/回
- \* 中重度者ケア体制加算 20単位/日
- \* 入浴介助加算(I) 40単位/回
- \* 事業所が送迎を行わない場合(片道につき) ▲47単位/片道
- \* 移行支援加算 12単位/日
- \* 科学的介護推進体制加算 40単位/月
- \* サービス提供体制強化加算(I)  
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上もしくは  
勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上配置されていること  
22単位/日
- \* リハビリテーション提供体制加算  
3時間以上4時間未満 12単位/回  
4時間以上5時間未満 16単位/回  
5時間以上6時間未満 20単位/回  
6時間以上7時間未満 24単位/回  
7時間以上 28単位/回
- \* 介護職員処遇改善加算(I)  
所定単位数の1000分の86に相当する単位数が加算されます。

(3) 基本料金以外のサービス費、

- \* 食費 (食材費及び調理費用を基本する) +おやつ 昼食 700円/日  
13時以降のご利用でおやつだけを喫食される場合 おやつ 100円/日
- \* 日用品費(必要時)  
共用のものを使用することに抵抗がある利用者に対して、当施設が個別に提供した場合は、実費相当額を徴収いたします。
- \* 教養娯楽費(必要時)  
利用者の趣味的活動に関して、当施設が材料等を提供した場合は実費相当額徴収いたします。

(4) 支払い方法

- \* 毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月25日までにお支払いください。現金でお支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- \* お支払い方法は、現金、銀行振込、預金口座振替、クレジット支払いの4方法があります。利用契約時にお選びください。

(5) 利用料の変更

- \* 制度の改正等により利用料金の変更を行うことがありますのでご了承ください。

4. 非常災害対策

- \* 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、非常通報装置、非常用発電機、非常警報設備、避難器具、防火扉
- \* 防災訓練 年2回

5. 禁止事項

当施設では、安心して利用していただくために利用者の下記の事項を禁止します。

- \* 営利行為
- \* 宗教の勧誘
- \* 特定の政治活動
- \* 火気の取扱い
- \* ペットの持ち込み
- \* 金銭や貴重品の持ち込み(盗難・紛失等、施設は一切の責任を負いません。)
- \* 食べ物の持ち込み(栄養管理上、原則禁止)

6. 施設利用にあたっての留意事項

- \* 持ち物・衣類には必ず名前の記入をお願いします。

7. 苦情申立窓口

| 相 談 窓 口   | 利用時間・利用方法                                      |
|---|--|
| 玉城町介護老人保健施設<br>ケアハイツ玉城<br>窓口担当者 竹郷 哲也   | 利用時間:平日午前8時30分～午後5時15分<br>利用方法:電話 0596-58-3770 |
| <input type="checkbox"/> 玉城町役場 <input type="checkbox"/> 伊勢市役所<br><input type="checkbox"/> 度会町役場 <input type="checkbox"/> 明和町役場<br><input type="checkbox"/> 多気町役場 <input type="checkbox"/> ( ) | 代表:<br>電話: - -                                 |
| 三重県国民健康保険団体連合会  | 電話:059-222-4165                                |

8. その他

- ①利用中の病院受診はできませんので、別途ご相談ください。
- ②台風や大雪等の悪天候の場合、臨時休業させて頂く場合があります。
- ③ご利用者様やご家族様の体調不良時は、利用を制限させて頂く場合があります。
- ④送迎時に、円滑な誘導ができるように、ペットや家具の配置にご協力ください。
- ⑤当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご覧ください。

